

一般社団法人日本ALS協会 定款（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第3条 当法人は、全会員が力を合わせて筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」という。）と闘い、ALS患者が人間としての尊厳を全うできる社会の実現を目指すと共に、ALSに関する社会啓発、ALSの原因究明と治療法の確立のための研究助成、患者の療養環境整備等を行うことによって、ALS患者・家族及び国民の医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） ALSに関する正しい知識の普及と啓発事業
- （2） ALSの原因究明及び治療法確立等の研究助成事業
- （3） ALS患者・家族に対する療養支援事業
- （4） ALSに関する調査研究事業
- （5） 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会員及び社員

（会員の種別）

第6条 当法人の会員は、次の3種とする。

- （1） 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- （2） 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に賛助する個人及び団体
- （3） 特別会員 ALSの研究治療に携わる医師、当法人に功労のあった者及び学識経験者で、理事会において承認された者

（会費）

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入するものとする。

（入会）

第9条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

定款施行規則（抜粋）

第2章 会員

（入会手続）

第3条 定款第9条第1項及び第2項に規定する入会申込書は、様式第1のとおりとする。

（入会基準）

第4条 患者及び家族は、原則として正会員とする。

（会費）

第5条 定款第8条に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額4,000円
 - (2) 賛助会員 ア 個人 年間1口4,000円で1口以上
イ 団体 年間1口5,000円で1口以上
- 2 会費は、原則として、年度の初めに本部事務局に納入するものとする。
 - 3 新規入会の会費は、入会と同時に本部事務局に納入するものとする。

（会員の所属）

第7条 会員は、居住地又は勤務地の都道府県の支部に所属する。支部のない都道府県の会員は、本部に直接所属する。支部がある場合、会員は本部と支部のいずれにも所属するものとする。

第5章 支部

（支部の設置）

第24条 定款第57条第1項に基づき、当法人に支部を置く。

- 2 支部は、原則として都道府県単位とする。
- 3 支部の設立に関する手続きは、別に定める。

（支部の権能及び運営）

第25条 支部は理事会の決議に沿って、当法人の事業を行う。

- 2 支部は当法人の目的に反しない範囲において、独自の事業を行うことができる。
- 3 支部は、事務所、役員等について規約を定めるものとする。
- 4 支部長は、支部に所属する正会員の中から支部会員が選出する。

（支部助成金）

第29条 本部は支部の健全な活動を助成するため、毎事業年度、各支部に次の基準で助成金を交付する。

- (1) 1支部当たり基本額：15万円
 - (2) 会員1人あたり：500円（会員数は前事業年度末の会費納入者とし、特別会員を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、会員が60人未満の場合の助成金は支部会員数×3,000円を上限とする。

支部の設立に関する規程

(支部の構成)

第3条 支部は、原則として都道府県単位とする。

- 2 支部は、当該都道府県に居住又は勤務する会員で構成する。
- 3 支部長は、支部を構成する正会員の中から支部会員が選出する。

(許可申請)

第4条 支部を設立するときは、当該都道府県の正会員5名以上の準備会(以下「準備会」という。)をもって、様式第1による支部設立許可申請書を会長に提出するものとする。

(許可申請に要する書類)

第5条 支部設立許可申請書には次の書類を添えるものとする。

- (1) 支部設立趣意書
- (2) 支部設立許可申請に至る経過報告書
- (3) 会員名簿(正会員5名以上)
- (4) 支部規約案
- (5) 当該年度役員人事案

(支部設立準備金)

第8条 支部設立を向こう1年以内に計画している準備会に対しては、申し出により支部設立準備金として、10万円を交付するものとする。

- 2 支部設立準備金の使途については、支部設立後速やかに、準備会の代表が明細を本部に報告して、会長の承認を得るものとする。
- 3 支部設立準備金の剰余分は、会長の承認を得て、支部設立後の会計に組入れることができる。

(支部助成金の取扱い)

第10条 支部設立年度における支部助成金については、支部設立月末日の会費納入会員数(特別会員を除く)に基づき算出する。また、交付対象期間は、設立月から3月末までの期間とし、月割りで交付する。

- 2 支部助成金の交付は設立総会の翌月とする。